

鳥取県指令第202300289084号

鳥取県米子市東福原1-1-45  
特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター  
会長 廣田 和幸

令和6年2月1日付けで申請のあった特定非営利活動法人の定款の変更については、  
特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により下記のとおり認証する。

令和6年2月16日

鳥取県西部総合事務所長 中原 美由紀



担当：県民福祉局西部振興課 関  
電話 0859-31-9633

記

令和6年4月1日から以下のとおり定款を変更する。

- 1 変更の内容  
住所変更、役員規定の変更及び実情に即した規定の変更
- 2 変更の条項
  - (1) 定款第1条 (名称)  
(旧) 特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター  
(新) 特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センター
  - (2) 定款第2条 (住所)  
(旧) 鳥取県米子市東福原1丁目1番45号  
(新) 鳥取県米子市
  - (3) 定款中の「会長」を全て「理事長」に、「副会長」を全て「副理事長」に名称変更し、「専務理事」の規定を削除  
その他運営実態に合わせた変更を行うなど、別添新旧対照表のとおり

令和6年2月1日

特定非営利活動法人

鳥取県障害者就労事業振興センター

### 定款変更新旧対照表

新	旧	備考
<p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、特定非営利活動法人鳥取県<u>障がい者</u>就労事業振興センター（以下「振興センター」という。）という。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県米子市に置く。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 会員</p> <p>(略)</p> <p>(入会)</p> <p>第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。</p> <p>2 会員として入会しようとするものは、<u>理事長</u>が別に定める入会申込書により、<u>理事長</u>に申し込むものとし、<u>理事長</u>は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</p> <p>3 <u>理事長</u>は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(退会)</p> <p>第10条 会員は、<u>理事長</u>が別に定める退会届を<u>理事長</u>に提出して、任意に退会することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、特定非営利活動法人鳥取県<u>障害者</u>就労事業振興センター（以下「振興センター」という。）という。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県米子市<u>東福原1丁目1番45号</u>に置く。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 会員</p> <p>(略)</p> <p>(入会)</p> <p>第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。</p> <p>2 会員として入会しようとするものは、<u>会長</u>が別に定める入会申込書により、<u>会長</u>に申し込むものとし、<u>会長</u>は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</p> <p>3 <u>会長</u>は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(退会)</p> <p>第10条 会員は、<u>会長</u>が別に定める退会届を<u>会長</u>に提出して、任意に退会することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

<p style="text-align: center;">第4章 役員及び職員 (種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 理事 <u>5人以上8人以内</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 監事 <u>1人以上2人以内</u></p> <p>2 理事のうち、1人を<u>理事長</u>、若干名<u>副理事長</u>とする。</p> <p>(選任等)</p> <p>第14条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 <u>理事長及び副理事長</u>は、理事の互選とする。</p> <p>(略)</p> <p>(職務)</p> <p>第15条 <u>理事長</u>は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 <u>理事長</u>以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 <u>副理事長</u>は、<u>理事長</u>を補佐し、<u>理事長</u>に事故あるとき又は<u>理事長</u>が欠けたときは、<u>理事長</u>があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>5 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(任期等)</p> <p>第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>就任後、2事業年度終了後の総会が終結するまでとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 役員及び職員 (種別及び定数)</p> <p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 理事 <u>6人以上10人以下</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 監事 <u>2人</u></p> <p>2 理事のうち、1人を<u>会長</u>、若干名<u>副会長</u>、<u>1人専務理事</u>とする。</p> <p>(選任等)</p> <p>第14条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 <u>会長及び副会長</u>は、理事の互選とする。</p> <p>(略)</p> <p>(職務)</p> <p>第15条 <u>会長</u>は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 <u>会長</u>以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</p> <p>3 <u>副会長</u>は、<u>会長</u>を補佐し、<u>会長</u>に事故あるとき又は<u>会長</u>が欠けたときは、<u>会長</u>があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>4 <u>専務理事は常勤とし、会長を補佐し、事務局業務を統括する。</u></p> <p>5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>6 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(任期等)</p> <p>第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
---	---	---

<p>(略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>(略)</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、<u>理事長</u>が別に定める。</p> <p>(職員)</p> <p>第20条 この法人に、職員を置く。</p>	<p>(略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>(略)</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、<u>会長</u>が別に定める。</p> <p>(職員)</p> <p>第20条 この法人に、<u>事務局長その他の職員</u>を置く。</p> <p><u>2 職員は、会長が任免する。</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 総会</p> <p>(略)</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業報告及び活動決算</p> <p>(5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(6) 会費の額</p> <p>(7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(8) その他運営に関する重要事項</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 総会</p> <p>(略)</p> <p>(権能)</p> <p>第23条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p><u>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</u></p> <p>(5) 事業報告及び活動決算</p> <p>(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(7) 会費の額</p> <p>(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p><u>(9) 事務局の組織及び運営</u></p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p> <p>(略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p>
<p>(招集)</p> <p>第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、<u>理事長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>理事長</u>は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったとき</p>	<p>(招集)</p> <p>第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、<u>会長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>会長</u>は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったとき</p>	<p>(変更)</p>

<p>きは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条</p> <p>(略)</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条</p> <p>(略)</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p> <p>(略)</p>	
<p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(開催)</p> <p>第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) <u>理事長</u>が必要と認めたとき。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(開催)</p> <p>第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) <u>会長</u>が必要と認めたとき。</p> <p>(略)</p>	(変更)
<p>(招集)</p> <p>第34条 理事会は、<u>理事長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>理事長</u>は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(招集)</p> <p>第34条 理事会は、<u>会長</u>が招集する。</p> <p>2 <u>会長</u>は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>(略)</p>	(変更)
<p>(議長)</p> <p>第35条 理事会の議長は、<u>理事長もしくは副理事長</u>がこれに当たる。</p> <p>(略)</p>	<p>(議長)</p> <p>第35条 理事会の議長は、<u>会長</u>がこれに当たる。</p> <p>(略)</p>	(変更)
<p>(議事録)</p> <p>第38条</p> <p>(略)</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第38条</p> <p>(略)</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p>	(変更)

<p>(略)</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第40条 この法人の資産は、<u>理事長</u>が管理し、その方法は、総会の議決を経て、<u>理事長</u>が別に定める。</p> <p>(略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、<u>理事長</u>が作成し、<u>理事会</u>の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、<u>理事長</u>は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、<u>理事長</u>が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第8章 定款の変更、解散及び合併 (定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>第10章 事務局</p>	<p>(略)</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第40条 この法人の資産は、<u>会長</u>が管理し、その方法は、総会の議決を経て、<u>会長</u>が別に定める。</p> <p>(略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、<u>会長</u>が作成し、<u>総会</u>の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、<u>会長</u>は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、<u>会長</u>が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第8章 定款の変更、解散及び合併 (定款の変更)</p> <p>第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>軽微な事項として</u>法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>第10章 事務局</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p>
---	--	---

<p>(設置等)</p> <p>第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>理事長</u>が別に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(設置等)</p> <p>第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>会長</u>が別に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(変更)</p>
<p>第11章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、<u>理事長</u>がこれを定める。</p> <p>(略)</p>	<p>第11章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、<u>会長</u>がこれを定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(変更)</p>

附 則

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生じ、令和6年4月1日より施行する。